ホッブズにおける法と権利の問題

吉 田 達 志

人 文 社 会 教 室 (1974年9月11日受理)

Thomas Hobbes: His Concept of Law and Right

Tatsushi Yoshida

Department of Humanities (Received September 11, 1974)

Hobbes says in his work Leviathan, "though they that speak of subject (lex nataralis), use to confound jus, and lex, right and law: yet they ought to be distinguished; because RIGHT, consisteth in liberty to do, or to forbear; whereas LAW, determineth, and bindeth to one of them: so that law, and right, differ as much, as obligation, and liberty; which in one and the same mattre are inconsistent." This leads to distinguish between lex naturalis and jus naturale. The aim of this paper is to consider their antagonistic relation.

1. 序

一般に権利は法によって与えられると考えられてい る。様々な市民の諸権利は、法によって初めて保障され るとみなされる。また、いわゆる政治的権力に対する抵 抗権なるものも自然法ないしは神の法によって保障され ているとみなされる。アメリカ独立宣言は、高らかにこ う謳いあげている。 「われわれは、自明の真理としてす べての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪いが たい天賦の権利を付与され、その中に生命、自由および 幸福の追求の含まれることを信ずる。また、これらの権 利を確保するために人類の間に政府が組織されたこと, そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するもので あることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえど も,もしこれらの目的を毀損するものとなった場合に は、人民はそれを改廃し、彼らの安全と幸福とをもたら すべしと認められる主義を基礎とし、また権限の機構を もつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ず る。」

ところで、ホップズは『リヴァイアサン』第一部第一四章の自然法を論じた箇所で、権利と法とを明確に区別すべきことを主張してこう述べている。「……人々はよく jus と lex 即も権利 (right) と法 (law) を混同す

るが、両者は区別されるべきである。なぜならば、権利はある行為をしたりしなかったりする自由であり、法はそのどちらかに決定し、それを拘束するものだからである。従って法と権利には、義務と自由のような違いがあり、同一の事柄について両者が一致することはない。」りつまり、ホップズにあっては、権利と法とは相対立するものとして把握されている。従って、このことから「自然権」(jus naturale)と「自然法」(lex naturale)とを、更には「市民権」(jus civile)と「市民法」(lex civilis)とをはっきりと区別することが導き出される。

ホップズは、自然権を次のように定義する。「自然権とは、各人が自分自身の自然即ち、生命を維持するために自分の力を自分が欲するように用いることができるように各人がもっている自由である。従って、それは自分自身の判断と理性とにおいて、そのために最も適当な手段であると考えられるあらゆることを行う自由のことである。」20 そして、この行為の自由即ち、自然権を抑制するよう求める一般法則が自然法であると定義される。「自然法とは、理性によって発見された戒律または一般法則であり、それによって人は彼の生命を破壞したり、生命維持の手段を奪い去るような事柄を行ったり、また生命が最もよく維持されると彼が考えることを怠ることが禁じられる。」30 なお、自然権の定義の箇所で「理性」とい

われているものと、自然法の定義の箇所で「理性」といわれているものとは明らかに異なるものであり、その相異については後述することにする。

また、市民権とは、「市民法が私たちに残した自由であり」、市民法とは、「義務」であり、「自然法が私たちに与えた自由を私たちから取り去るものである。」⁴⁾ 市民法は、法の保護が安全に持続されうる場合には、自分自身の力によってみずからを維持し、また予防のために疑わしい隣人を侵略する権利を取り去るのである。かくして、法と権利の違いは、義務と自由の程度に異なると結論されているのである。

法と権利の異なる点をもっと具体的に眺めてみよう。 市民法は、ホップズによって次のように定義されてい る。「市民法とは、国家がすべての国民に対して善悪の区 別、即ち何が規則違反であり何がそうでないかを区別し て示すために, 言葉, 文書, その他意志を示すに十分な 印によって彼らに命じた諸規則のことである。」5) つま り、法とは国家の命令であり、処罰をもってする威嚇に 他ならないといえよう。従って, 国民の自由は, 法の沈 黙に依存しているのである。即ち, 「主権者がなんら法 を制定していないところでは、国民は自己の判断に従っ て行動したり、しなかったりする自由を有する」6)ので ある。更にホップズは,国民の処罰を論じた箇所で,国 民のある者が国家の権威を否定した時には、「それまで にどのような刑罰が反逆罪として定められていようと も」7), 国家が資意的に彼を処罰してもそれは合法的で ある、と述べている。このように見てくると、法が単に 国家の命令であるというにとどまらずに、法が正に国家 の一方的な命令に他ならないという印象を受けるである

ところで、国民の自由を論じた他の箇所において、ホップズはこう述べている。「かりに国家がある人に(たとえ正当に有罪判決を受けた者であっても)自殺を命じたり、自分を傷つけたり、不具にしたり或いは攻撃を加える者に抵抗しないよう命じたり、また食物、空気、薬など生きて行くのに不可欠なものを禁じたとしても、彼は服従しない自由を有する。」⁸⁾ もともと人々が契約によって国家を設立した目的は、自己保存にあったのであり、従ってこうした自由が国家設立後も認められるべきであるのは当然のことといわなければならない。即ち、「何人も国家設立に際してその身体保護の権利を譲り渡すとは考えられないし、その安全のためにこそ国家は定められた 「⁹⁾ からである。

もしも法が国家の一方的な命令に他ならないとするならば、国民の自由はいつでも国家の資意的な干渉によって取り上げられるであろう。もしも国家が国民の自由の保護のために設立されたとするならば、法とは国民の権

利ないし自由を保障すべきものであろう。法と権利とは 相容れうるものなのであろうか、それとも全く相対立す るものなのであろうか、もしも相対立するとするならば それは何故なのであろうか。テンニース以来の伝統的解 釈は、法と権利とは相容れうるという立場を 取ってき た。即ち、各人の自然権の主張は戦争状態を導き出す が,人々は平和が善であることに目覚め,この戦争状態 から脱却するために理性の導きに従って自己の自然権の いくつかを放棄し、残りの自然権を確実に享受しようと して国家を設立し、法によってその自然権を保障させよ うとするというのである。従って、権利は法によって保 障されるのである。しかしながら, そもそも人々は自然 権が衝突する場である自然状態から自発的に脱却して国 家を設立することはできないこと、むしろ人々の自然権 を上からつまり国家によって抑制しなければ平和は保持 できないこと,従って法とは権利を抑圧すべきものであ ること,ここにホップズ独自の意義が存するのであり, そのことを明らかにするのが本稿の目的である。それに は、 先ず 伝統的解釈を招介し、 次いで その批判に移ろ う。それは、ホッブズの人間論と認識論の考察へと導く であろう。

2. 自然権と自然法

自然状態においては、各人は彼自身の理性によって支配される。そこでは自分の生命をその敵から守り、確保するためには、それに役立つものであれば何を用いてもよい。人は、こう主張するであろう。ある行為が理性に反していないとするならば、正義にも反していないはずである。もしもそうでないとするならば、正義は利益に適っているものとは認められない、と。つまり、彼の目的(即ち自己利益)に最も役立つ行為が、最も理性に適っているのである。

この戦争状態においては、「人は誰でもあらゆるものに対して、またお互いに相手の身体に対してまでも権利を有する。」10) これが自然権に他ならない。人は、彼自身の生命を維持するために、彼のしたいように自分の力を用いるという自由を有している。ところで、自由とは外的障害が存在しないことを意味した。そのような外的障害は、人間が自分の欲することを行う力の一部を取り去ることはあるが、しかし、「彼に残された力を彼の判断と理性の指示に従って用いることを阻止することはできない。」11) 従って、自然権とは自己の保存のために理性が最も適当な手段であると考えることを行う自由である。つまり、理性を媒介とすることによって、自由は、単に外的障害が存在しないことを意味するのではなく、自己保存のための手段を判定する人間の主体的な自由を意味するようになった。換言すると、自然権とは、

人間が自己の目的を達成するために、誰にも妨げられずに自己の力を行使することが可能であるという行為の能力を意味するのである。それ故、あらゆるものに対する自然権が存続する限り、どのような人にも、いかに彼が強力であり、賢明であるとしても、自然が通常、人々に生きるのを許している期間を生き抜く保障は与えられてはいないのである。暴力による死がこれである。

ところで, この戦争状態は, 有りうべき現実性をもっ たものである。テンニースは、ホップズが反逆、内乱の 無政府状態に現実の自然状態を見出したと 指摘 してい る。12) ホップズ自身も、こう述べている。「万人が怖れ を抱く共通の権力が存在しない場合の人々の生活がどの ようなものであるかは、かつては平和な統治の下に暮ら していた人々が、内乱によって陥る生活のしかたを考え るならば、そこから看取できるであろう。」13)つまりホッ プズは、ピューリタン革命を中心とする一連の騒擾の中 に現実の自然状態をしかと把握していたのである。従っ て, 自然状態についてのホップズの見解は, 自然状態を 平和の状態であるとした当時の人々の見解とは鋭く対立 していたのである。この戦争状態においては、文化や文 明も興隆しえないし、社会も形成されえないが、「最も 悪いことには、絶え間のない恐怖と暴力による死の危険 とが存在し、人間の生活は孤独で、貧しく、 汚ならし く、残忍でしかも短い。」14) 内乱状態においては、絶え ず暴力による死の危険が存在するのである。 この意味 で,内乱はホップズにとって避けるべき最大の悪と思わ れたのである。暴力による死の危険から免れ、生命の安 全を確保すること, これこそが人間の最も切実な問題で あり、最大の関心事でなければならない――こうホップ ズは考えるのである。

さて、ホップズは、悲惨な自然状態から脱却し、生命の安全を確保しうる道が存在すると主張する。その道とは、部分的には情念に、部分的には理性に存するとされる。即ち、「人々を平和に向かわせる情念には、死への恐怖、快適な生活に必要なものを求める意欲、勤労によってそれらを獲得しようとする希望がある。他方、理性は、人々が同意する気になるような平和の樹立に都合のよい諸条項を指示する。 それらは自然法ともよばれる。」15) ホップズが挙げた情念のうち、とりわけ重要なのは死への恐怖である。人間は、殺されることを最大の苦痛であると考えるから、自分は殺されたくないという欲求の方が、他のすべての戦争状態へと向かわせる欲求よりも強いのである。自然伏態を惹き起こした人々の心の中に、ひとたび暴力による死への恐怖が芽生えるならば、人々は平和を志向するようになるであろう。

ホップズによれば、自然法とは「正しい 連性の指示 (dictate)」¹⁶⁾である。人間は自然法によって、自分の

生命を傷つけたり、或いは生命を確保するための条件を損ねる行為をなさないように、また、生命を確保するのに最も適当であると見なされることを避けないように指示される。つまり、ひとたび平和が人々によって志向されるや、その平和を確保する方法を人々に教えるのが理性の役割である。理性の指示である自然法のうち、第一の自然法——基本的自然法——は、次のようなものである。即ち、「各人は望みのある限り、平和を獲得するように努力すべきである。それが不可能な時には、戦争によるあらゆる援助と利益を求め、かつこれを用いてもよい。」171 ホップズは第一の部分を基本的な自然法と呼び、第二の部分を自然権の要約であるとしている。

定義によれば、自然権とは自己保存のために理性が教 えることを行う自由であり、自然法とは理性の戒律であ った。今や、この二つの理性の相異が明らかにされなけ ればならない。既に見たように、各人の自然権の行使は 戦争状態を導き出した。従って、この場合の理性は、あ くまでも自己保存のための有効な手段を教えるにすぎな いものであって、このような経験的推論からは自然状態 のみが導き出されるのであって、決して平和状態は導き 出されえない。この意味で、理性は「打算」とよばれる べきであろう。しかしながら、ホップズによれば、「特 別の,かつ真の理性的推論 (ratiocination)」18) が存在 するとされる。 「善悪に関する熟慮の際に, 交互に生起 する欲求にあたるものは, 真理の究明に際しては, 交互 に生起する意見である。」19) こうしてホップズは、単に 欲求のみを迫求する感性的人間像に、真理を追求するこ とが可能である理性的人間像を新につけ加える。即ち、 言葉の発明と正しい推論という方法の助けによって、経 験的推論から理性的推論へと転化しうる可能性が開示さ れる。

言葉が、原因と結果の連続についての回想に役立つのは、名辞の付与とそれらの結合とにある。名辞を付与することによって人間は、この中で構想されたものごとの論理的帰結に関する計算を、名辞の論理的帰結に関する計算へと転化する。二つの名辞が結合されて、帰結又は断定となる。従って、真偽とは言葉の属性であって、ものごとの属性ではない。そして言葉によって生じた概念が、理解であるといわれる。しかし、概念は人間の感情に他ならないから、ものごとが各人によって様々に名づけられることになる。推論とは人間の思考を記号づけ、表わすために協定された一般的諸名辞の連結のことである。記号づけるとは、自分自身で計算する場合である。記号づけるとは、自分自身で計算する場合である。場合である。

さて、論究が言葉の定義から始まり、定義の結合による一般的断定へと進み、更にそれらが結合して三段論法:

となる時,終結即ち最後の要約は結論とよばれる。しか し,もしも論究の最初の根底が定義ではなく,また,そ れらの定義が三段論法となるように正しく結合されてい ないならば、その結論は意見にすぎない。それは、理解 不可能な、不条理な、無意味な言葉によって述べられた 真理についての意見なのである。人間は努力によって, 理性的推論を獲得することができる。その努力は先ず、 適切な名辞を付与することに向けられる。次いで、優れ た方法を得ることによって, 名辞から出発して, それら 名辞の一つを他の名辞に結びつけ、それから様々な断定 に至り, 更にその断定と断定との結合である三段論法へ と進む。そして最後に、当面している問題に関連するすべ ての名辞の連結関係についての知識に到達する。これが 学問(science)の誕生である。学問によって人間は、現 在なしうることから将来何か他のことを, 或いは別の時 に類似のことを行う際、いかになすべきかを知るのであ る。そして、「この世においては名辞だけが普遍的なも のである |20) から、諸名辞の連続の計算に際しての正し い手続きである理性的推論も普遍性を与えられる。自己 利益のみを追求するとされた人間は, 学問を獲得するこ とによって、人類一般の立場に立つことが可能となる。 努力によって理性的推論を行う能力を獲得した人々は、 平和の確立に必要な方策を見出そうとするであろう。こ のように見てくると、ホップズのいう理性とは、いかな る時と場所においても,人間がそれに準処して行動すべ き永遠不動の絶対的規範ではない。理性は,人間の欲す る事柄(この場合は安全の確保)を、いかにして達成す べきかを告げ知らせる能力即ち、推論(reasoning)にす ぎない。この意味で,理性は情念の奴隷にすぎないとい えよう。従って自然法は、規範を意味する「理性の戒 律」(precept) でもなければ、いわんや「神の法」でも ない。

基本的自然法のコロラリーとしての第二の自然法は、各人が所有している権利を放棄するよう指示する。ある人が、あるものに対する権利を放棄するということは、他人がそのものに対する権利を享受するのを妨げる自由を放棄するということである。自由は行為の能力を意味するから、権利の放棄とは、自己の行為が制限されるということの承認でなければならない。従って、他人が彼の権利を放棄することから生ずる結果は、自己が生命の安全を確保しうるということである。平和と安全の確保という目的のために、人々は自発的な同意に基づいて国家を設立しようとするのである。国民の生命の安全を確保すること、これが設立された国家の義務である。また、契約によって権利を譲渡するとはいえ、「人は、その生命を奪おうとして力によって襲いかかる敵に対して、抵抗する権利を放棄することはできない。」211 国民は、み

ずからの権利を害するようには拘束されてはいないというのである。他の国民または国家による有りうべき暴力または懲罰に対して、彼は抵抗する権利を有するのである。従って、国民が国家はもはや彼の安全を確保する能力を有していないと判断するならば、国家への服従義務を免れることになるであろう。人々の有する自然権は、国家を設立したとしても決して一方的に放棄されたのではなく、人々の個人的な判断に基づいていつでも発動される可能性が存在するのである。このことは、絶えず国家の存立を危くするであろう。

ホップズは今や、解決し難い論理的矛盾に直面している。平和と秩序を確立するためには、国家の権力は人々の行為の能力を十分に規制できるほどに強大でなければならない。従って、国家に反逆する人々は当然、その権利を侵害される。他方、国家状態においても、あくまでも人々の自然権が保持されなければならないであろう。その結果、平和と秩序とは樹立されえないのである。人々の自然権と国家の権利とのパラドックスは、ここにある。生命の安全を確保するために、人々を国家の設立へと向かわせたものは、暴力による死への恐怖と平和の確保のために必要な諸条項を指示する理性的推論であった。今や、これらの前提は批判の狙上にのぼせられねばならない。

3. 人間論および認識論

ホップズは人間の諸情念を,今日の深層心理学を想起 させるような仕方で暴露している。例えば,『人間論』 の中で,彼は人生を競走に喩えている。

他人が倒れるのを見るのは、笑いたい気持をひきおこ す。

他人が後れていると考えることは,栄光である。 絶えず他人を追い抜いて行くのは幸福である。 競走を放棄することは,死ぬことである。²²⁾

また,『リヴァイアサン』の中でも,ホップズは次のようにあるがままの人間の諸情念を摘発している。

人が自分の力や能力を構想することから生ずる喜びは、「得意」(glorying)とよばれる心の高揚である。

力が欠けているという思いからくる悲しみは、「失意」 (dejection) とよばれる。

他人の災難に対する悲しみは、「憐れみ」(pity)である。これは、同じ災難が自分にもふりかかるかもしれな

いという想像から生まれる。従って、大きな悪事から起 こった災難に対しては、最良の人間は最小の憐れみしか 示さない。また、このような災難に出会うことから最も 遠いと考ている人々も、そのような災難に対して最小の 憐れみしか示さない。

他人の災難を軽視したり、或いはほとんど感じないのは、「残酷」(cruelty) とよばれるものであって、それは自分自身の運命が安全であることから生ずる。

「誇り」(pride)は、とかく人を怒りに陥らせるが、それが過度であると「憤怒」(rage)とよばれる狂気となる。ある事柄の真理について熱烈な意見を抱いている時に他人から反駁されると憤怒となるのである。32)

これは、なんというシニカルでペシミスティックな人間観であろううか。たとえ人間が他人に対して敵対的行動をとることがあるとしても、必ずやその他人に対して親切に、愛情をもって接するようになるとするキリスト教的人間観とは、大きく隔っているのである。他に類を見ないホップズの人間観には、最大の注意が払われなければならないといえよう。人間は、骨の髄まで利己的なのだ。

ホップズによれば、人間相互の能力は平等であり、意 見においてのみ異なるにすぎないとされる。この能力の 平等から、目標達成についての希望の平等性が生ずる。 それ故、誰か二人の人が同じことを意欲し、しかも両者 が共にそれを享受することが不可能ならば、彼らは敵対 し、彼らの目標を達成するために互いに相手を滅ぼそう と、或いは屈服させようと努力する。しかも、人間には 予見能力が付与されているから、各人は予想される暴力 に直面する。それ故、この争いは一層激烈なものになら ざるをえない。

ホップズは、争いの主要な三つの原因を、人間の本性 の中に見出す。第一は競争であり、人々が獲物を得るた めに, 第二は不信であり, 安全を求めて, 第三は誇りで あり、名声を求めて、いづれも侵略を行わせる。第一の 競争は、財産、名誉、支配、またはその他の力をめぐる 競争である。人間には、次から次へと力を求め、死によっ てのみ消滅する止むことのない意欲がある。 その 原因 は、生きて行くために現在所有している力や手段を確保 するには,人は更に多くの力や手段を獲得しなければな らないという点にある。このことから生じた競争におい ては、人々は互いに相手からの侵害の脅威にさらされ る。この相互不信から第二に、安全への欲求が生ずる。 それには先手をうつことほど適切な手段はないから,力 や奸計によって自分を脅やかすほど大きな他の力がない ようにするまで、できる限り多くの人を支配しなければ ならない。安全を確保するには, 更に安全を確保するこ とが必要になる。第三に、人間は誇りから 名声を 求め る。人間は一語,一笑,意見の相違,その他の過少評価の 印のような些細なことのために暴力を用いるのである。

人間は相互に孤立し、自己の利益を確保するために相 手を侵害し,滅ぼし合う傾向をもっている。ここでは, 人間は生来, 社会的動物であるというアリストテレス以 来の人間観は完全に否定されている。人間は徹頭徹尾反 社会的存在なのである。この人間の反社会性を疑う人に 対して, ホップズは自分自身のことを反省するように求 めて、次のように述べている。「人間は睡眠をとる時に は扉に鍵をかける。自分の家にいる時ですら金庫に鍵を かける。しかも法律があり武装した官吏がいて,権利侵 害がなされた時には,復讐をしてくれるということが分 っているのにそうするのである。人が扉に鍵をかける時、 自分と同じ市民達をどう思っているのか、金庫に鍵をか ける時, 自分の子供や召使達をどう思っているのかを考 えてみるがいい。彼は行為によって人間を非難している といえないであろうか。」24)しかし、「だからといって、 そうすることによって人間の本性を非難しているわけで はない。」25) なぜならば、「人間の意欲やその他の情念 は、それ自体としては罪ではない」26)からである。人間 の限りない侵略への傾向を罪とすることは、「人間であ ることを罪とするに等しい」, ²⁷⁾ こうホップズは断ずる のである。

ホップズは、自然的存在としての人間を次のように分析する。彼によれば、あらゆる思考の始源は感覚(sense)にある。というのは、人間の心に浮かぶ概念はすべて感覚の諸器官に生じたものだからである。従って、人間は感覚に作用していないものを表わす思考をもつことはできない。感覚の原因は外的物体にあり、感覚において人間の中に実際にあるのは、外的対象の作用によってひき起こされる運動(motion)だけである。動物には生物的代謝を意味する生命的運動と、人間が予め心に想像した通りに行為する動物的運動があり、後者は意志による運動ともよばれる。この意志による運動は、それに先行するどこへ、いかにして、なにをという思考に依存しているから、映像(imagination)がすべての意志による運動の最初の内的端緒である。運動の端緒は、努力(endeavour)とよばれる。

この努力が、それをひき起こすものに向かう時には欲求(appetite)とよばれ、また努力が、あるものから離れるためになされる時には嫌悪(aversion)とよばれる。欲求は個々のものへの欲求でもあって、経験から、更には予見から生ずる。そして、人間の体質は絶えず変化しているから、全く同じものも常に同じ欲求や嫌悪をひき起こすことができない。ましてや、全く同じ対象への欲求に関して、あらゆる人々が一致することはありえない。つまり、ある人の欲求の対象が彼にとって善であり、嫌

悪の対象が彼にとって悪である。従って,人間を拘束し 規制する善悪の一般的規準というものは存在しない。生 命運動を強化し,それを助長するものは愉快とよばれ, それを妨げるものは腹立たしいとよばれるから,すべて の欲求はある歓喜を伴い,すべての嫌悪は不愉快を伴う。 つまり人間とは,欲求と嫌悪,快と不快に従って行動す る動物なのである。ここに,ホップズの唯物論的人間観 を看取することができよう。

あるものごとを行うことができるか、或いは行うこと ができないかに対する意欲、嫌悪、希望,恐怖の総計は, 熟慮(deliberation) とよばれる。熟慮において,直接 に行為或いは行為の回避につながる最後の欲求或いは嫌 悪が、意志するという行為である。獣も欲求、嫌悪に従 って行動するから、獣もまた熟慮する。従って、獣もま た, 意志を有する。それ故, スコラ学派による意志の定 義即ち, 意志とは理性的欲求であるという定義は正しく ない。もしも意志が理性的欲求であるならば、理性に反 する自発的行為 (voluntary act) はありえないことに なる。しかし、自発的行為はあくまでも意志に発し、そ れ以外のなにものからも生まれない。従って, いわゆる 意志の自由は否定される。そこで, 意志が理性的欲求で はなくて, それに先行する熟慮の結果の欲求であるとす るならば、「意志とは、 熟慮における最後の欲求 であ る。」人間の行動を支配するものは、 理性ではなく、 意 志ないしは情念である。

さて、ホップズは、善と悪とについて次のように述べ ている。「それぞれの人々は、それぞれの習慣に従う。 ある人にとって善 (virtue) であるものは、他の人々に よって非難される。逆にある人が悪(vice)とよぶもの を,他の人は彼の現在の愛着の導くところに従って善と よぶ。」28) つまり、人間は、個人的欲求に従って善悪を 選択するのであって、「善、悪といった言葉は、常にそれ を用いる人との関連において用いられるものであり, 単純に、 そして 絶対的にそうだというものはありえな い。」29) このことは、ホップズによる宗教の定義の中に はっきりと表明されている。「宗教とは,単に頭の中でこ しらえられたり、物語から想像されたりした目に見えな い力に対する恐怖にすぎない。」30) 従って, 意見とは次 のようなものである。「人々は情念の相違から同一のも のにそれぞれ違った名辞を与える。ある個人的意見を承 認する人たちは、それを意見(opinion)というが、それ を喜ばない人々は異端(heresy)という。しかし、異端は 個人的意見という以上のものを意味するものではなく, ただ大きな憤怒の気持を表わしているにすぎない。[31] つまり, 意見とは決して理性の表現ではなく, 情念の表 現に他ならないのである。こうした観点から眺めるとき, 実は良心というものも、単なる個人的意見にすぎないも

のとなる。つまり、「人々は、彼自身の新しい意見(た とえそれがどんなに不条理なものであるとしても)に 熱烈な愛着をもち, それを 頑強に主張 しようと すると き, その意見に良心というあがめられている名辞を与え る」32)のである。従って、どのような信念から発する正 義の主張も,単なる個人的意見にすぎないのである。こ うして,「個人的欲求が善悪の尺度である限り,人々は, 自然状態にとどまる」33)のである。ホップズの摘発した 人間は、どこまでいっても自然状態にとどまろうとする であろう。この意味で人間は,実に「窓のないモナド」 であると断定せざるをえないのである。暴力による死へ の恐怖が, 永続的な国家設立の基盤になりうるという主 張は、競争、不信、優越といった他の諸情念の強さを、 余りに軽視しすぎているといえよう。「憎悪や軽蔑の表わ れは、すべて闘争を挑発する。それは多くの人々に復讐し ないでいるよりは、むしろ生命を賭すことを選ばしめる ほどである。」34) 死への恐怖は、決して最強の情念であ るとはいえないのである。死への恐怖から人々が当然に 平和を意欲するとは、必ずしも断定できないのである。

ホップズは,一般人が努力によって理性的推論を獲得 しうると主張したが、しかし、彼自身そのことに不安を 表明してこう述べている。「(私が)述べた事柄は、自 然法に関する余りにも精細な推理であり、 食を得るに忙 しい大部分の人々やこれらを理解するには余りに怠惰な 他の人々の注意の的とはなりえないかもしれない。| 35) そこでホップズは、「社会的および道徳的な諸学説の源 泉である大学」36)で、彼の学説が教えられるよう期待す る。更に,主権が絶対的なものであるとする基礎づけが, 「理性の原理ではないとしても, それでも聖書の権威か ら得られた原理であることを確信する (37) とさえ述べ, 遂には彼の学説が国家の手によって教化されることを期 待するに至った。こうしてホップズは、単に自己利益の 追求のみを教える経験的推論から, 人類一般の立場に立 ちうる普遍的な理性的推論へと架橋することに失敗した のである。 彼は、 理性的推論の具体的な担い手を、明 確に基礎づけることに失敗したといわざるをえないので ある。しかしながらそれは,彼の人間論および認識論の もたらした帰結であった。

4. 結論

「戦争状態は、懲罰への恐怖によって人々を義務づける権力がなければ、人々の生来の情念から必然的に生ずる。」389 この状態においては何事も不正ではない。正義と不正義の観念がそこに存在する余地はない。なぜならば、善と悪は人間の欲求と嫌悪とを表わす名辞であって、人々の気質、慣習、教説に応じて異なるからである。力と欺瞒は戦争における二つの主要な徳である。また、正

義と不正義とは、 人間の肉体或いは精神の 機能ではな い。もしもそうであるならば、それらは感覚や情念と同 じように,世界でただ一人でいる人間にも備わっている であろう。正義と不正義とは,孤独の中にではなく,社 会の中に生活する人間に関する性質である。「正邪とか 正義不正義の観念は戦争状態には、存在しない。共通の 権力が存在しないところには,不正はない。」38) そこで, ともかくも何が正義であるかの決定がなされ、それが人 々に強制されないならば,生命の安全を確保することは できない。カール・シュミットはこう述べている。「決 定が独立の意味をもつ場合, 決定の主体がその内容と並 んで独立の意味をもつ。……肝要なのは、誰が決定する かということである。内容の正しさを問うのとは別に, 決定権の所在を問う必要がある。」40) こうして、安定し た国家秩序の必要性が生ずるが人間が相互に闘争を行う 反社会的存在であり, 「言葉の拘束力は, 何か強制的な 力に対する恐怖がないところでは、人間の情念を抑制す るには余りにも弱い」41)から、平和と秩序を与えるもの は、強大な権力を有する主権者、即ち国家でなければな らない。問題は、果して暴力は受けいれられるのか、拒 否されるのかということにあるのではなくして, いかに して暴力を規制するのかということにある。権力闘争が 克服されえないこと, および, 定言的な規範の存在の拒 否, これこそが主権論ないし国家論の前提でなければな らない。

正義の究極的意味の決定者は、国家でなければならない。つまり、国家は、諸教義およびもろもろの論争についての解釈と決定の最高の判定者であり、最高の権力者であり、かつ権力の専有者でなければならないのである。国家の法によって権威を与えられた教義には、国民はそれに従わなければならないし、正義について個人的解釈を教える者は、国家によって罰せられなければならない。「国民は討論によってではなく、権力と権威によって維持される」42)から、強制力の裏付けのない法とは、単なる「言葉と紙」にすぎない。「諸法に力を与えるものは、言葉と紙」にすぎない。「諸法に力を与えるものは、言葉と約束ではなく…、武器である。」43)法と権利がなぜ相対立するのか、また、なぜ法が権利を抑制しなければならないのか、この疑問に対する答は今や、明らかになったと思われる。

この法と権利についてのホップズの考察は、彼が内乱の激動期を生きざるをえなかったことから導き出されている。ホップズは、聖書の個人的解釈の自由ないし聖書の個人的判断の権利が、ピューリタン革命の根因であると断じている。44) つまり、なんびとも異議をさしはさむ余地のない普遍的ないし絶対的正義の規準は、もはや存在せず、各人が判定した正義が絶対的規準としての地位を与えられる。従って、もしも自己の絶対的正義を貫徹

しようと欲するならば, 他者の正義の規準を全面的に否 定せねばならない。しかも、他者も同様な権利の主張を 行うのである。「正義」対「正義」の苛烈な闘争は、こ のようにしてひき起こされる。従って, 平和と秩序を維 持するには, 国家によって唯一の「正義」が強制されな ければならない。そして,強制されるべき「正義」が, ホップズの学説に他ならないわけである。なるほど、ホ ップズの学説は、数ある教義のうちの一つにすぎない が,彼の学説は平和を指向するものであり,それ故受け 入れられるべきなのだ。彼の学説も「迷信」であろう。 しかし、この「迷信」は「宗教」(つまり国家宗教)と なるべきであり、それを保障するのが絶対的権力を有す る国家の役割である。45) いわば上から、秩序を構築し ようとする試みであり、そのために有効なものはすべて 利用されるであろう。彼が自己の学説の正当性の根拠を、 聖書の権威に求めたのもその表れの一つである。このよ うな試みによって秩序を構築することは果して可能であ ろうか。法と権利に関するホップズの考察は、無秩序と 内乱の可能性を内包する現代の状況に対して,極めて示 唆的であるといわなければならない。

Ħ

- 1) The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, London, 1839—45 (以下, E.W. と略す)。vol. [[, p.117.
- 2) Ibid., p. 116.
- 3) Ibid., pp. 116-17.
- 4) Ibid., p. 276.
- 5) Ibid., p. 251.
- 6) Ibid., p. 206.
- 7) Ibid., p. 300.
- 8) Ibid., p. 204.
- 9) Ibid., p. 279.
- 10) Ibid., p. 117.
- 11) Ibid., p. 116.
- 12) F. Tönnies, Thomas Hobbes, Leben und Lehre, 3 Aufl., Stuttgart, 1925, SS. 200—201.
- 13) E.W. **I**I, p. 114.
- 14) Ibid., p. 113.
- 15) Ibid., p. 116.
- 16) E.W. I, p. 16.
- 17) E.W. II, p. 117.
- 18) E.W. I, p. 16n.
- 19) E.W. **I**, p. 52.
- 20) Ibid., p. 21.
- 21) Ibid., p. 120.

- 22) E.W. N, p. 53.
- 23) E.W. II, pp. 45-62.
- 24) Ibid., p. 114.
- 25) Ibid., p. 114.
- 26) Ib'd., p. 114.
- 27) Ibid., p. 277.
- 28) E.W. VI, p. 220.
- 29) E.W. II, p. 41.
- 30) Ibid., p. 45.
- 31) Ibid., p. 90.
- 32) Ibid., p. 92.
- 33) Ibid., p. 146.
- 34) Ibid., p. 140. 別の箇所でも,こう述べられている。「人間は本来,抵抗しないで確実に死ぬというより大きな害悪よりも,抵抗して死ぬかもしれない危険という,より小さな害悪の方を選ぶ。」 Ibid., p. 127.

- 35) Ibid., p. 144.
- 36) Ibid., p. 713.
- 37) Ibid., p. 325.
- 38) Ibid., p. 153.
- 39) Ibid., p. 115.
- 40) C. Schmitt, Politische Theologie, 1934, S. 46.
- 41) E.W. II, p. 100.
- 42) E. W. **I**, p. xii.
- 43) E.W. II, p. 683.
- 44) ホップズのピューリタン革命観については、拙稿、 「トーマス・ホップズのピューリタン革命観」(法 学論叢,第九三巻,第三号)を参照されたい。
- 45) 「頭で仮想されたり,物語から想像されたりした目に見えぬ力に対する恐怖は,公然と認められている場合は宗教であり,認められていない場合は迷信である」と述べられている。 Ibid., p. 45.